

令和6年第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年7月10日(水) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司  
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均  
松野 芳正 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸  
野々村 貢

欠席委員

清水 健吉

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博  
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘  
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三  
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治  
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典  
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖  
山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任主事	近藤 聡美
主事	桂川 裕貴	主事	江川 充洋

議 事

- 議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について  
議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議に  
ついて  
議案第 34 号 岐阜市農地利用最適化推進委員の辞任について

- 報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について  
報告第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理  
の報告について  
報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理  
の報告について  
報告第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の報告について

議 長

それでは、令和6年第7回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号13番松野芳正委員、議席番号15番館林朋子委員の両委員、よろしくお願いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第31号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

2番から4番、方県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、鶉地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では水稻を栽培するものです。

6番、七郷地区の申請は、共有農地の持分を他の共有者に移転し、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

7番、岩地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

4ページをお願いします。

8番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

9番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では水稻を栽培するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第31号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番から4番、黒野地区及び方県地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

7月3日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

2、3、4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

7月3日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、栗の木を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、鶉地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

6月28日に農地利用最適化推進委員、受人の父、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、6番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

6番の申請は、共有農地の持分を他の共有者に譲り渡すものです。  
申請地では、引き続き柿を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、7番、岩地区は、事務局より説明いたします。

佐々木主査

7番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。  
6月27日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人が現地立会いを行いました。  
申請地では、トマトを栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、8番及び9番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

8番の申請は、農業経営を拡大する借人へ畑を貸し出すものです。  
申請地では、なす、きゅうり等の野菜を栽培される予定です。  
借人は、地域の取り決めなども承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。  
9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。  
6月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、水稻を栽培される予定です。  
立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第31号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第31号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 2 件、賃貸借による権利の設定は 2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査 それでは、議案第 32 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は賃貸による権利の設定を行う場合の許可申請です。

6 ページの総括表をご覧ください。

今回は 4 件、合計 2,745 平方メートルです。

7 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、産業廃棄物処理業駐車場及び資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2 番、合渡地区の申請は、賃貸借により、建設業資材置場及び重機置場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないため、許可し得るものです。

8 ページをお願いします。

3 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4番、網代地区の申請は、賃貸借により、建設業仮設事務所に一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第32号について説明を受けました。  
何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第32号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第34号岐阜市農地利用最適化推進委員の辞任について、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

#### 【加納委員 離席】

佐藤副主幹

議案第34号「岐阜市農地利用最適化推進委員の辞任について」説明させていただきます。

令和6年6月25日に、三里地区の加納康男委員から、農地利用最適化推進委員の辞任願が会長あてに提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。

この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案をするものでございます。

なお、加納委員におかれましては、健康上の理由により、継続的に最適化活動を行うことが困難であるとのことで、正当な事由と判断して差し支えないと思われま

また、任期は7月31日までで、欠員補充につきましては、公募することになります。

スケジュールについては、9月の1か月間を公募期間とし、面接、役員の意見聴取等を行い、12月の総会で決定する予定となっております。

議 長

ただいま、議案第34号について説明を受けました。  
議案第34号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。  
議案第34号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

**【加納委員 復席】**

議 長

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第22号から第25号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第22号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

11ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は49件、合計83,684.32平方メートルです。

続きまして、報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

13ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は12件、合計4,431.01平方メートルです。

明細は、14ページから16ページです。

続きまして、報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

18ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は56件、合計35,872.92平方メートルです。

明細は、19ページから33ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和6年6月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

続きまして、報告第25号 農地法第3条第1項の規定による許可の報告について説明いたします。

35ページをお願いします。

1番、西郷地区の申請は、岐阜地方裁判所の競売による入札が4月に実施されました。昨年9月に開催いたしました農業委員会総会で、農地の買受適格者である旨の意見決定を受けた出願者が、入札の結果、最高価買受申出人となり、今回許可申請書が提出されました。

申請内容を確認したところ、証明書の交付時と同じ内容でしたので、許可いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時21分閉会を宣す。